「学校法人明治薬科大学　ガバナンス・コード　」＜第２版＞

学校法人明治薬科大学

令和７年３月２４日

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第１章　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重・・・・・・　４
１－１　建学の精神
１－２　教育と研究の目的（私立大学の使命）

第２章　安定性・継続性（学校法人運営の基本）・・・・・・・・・・・・・　７
２－０　理事選任機関
２－１　理事会
２－２　理事
２－３　監事
２－４　評議員会
２－５　評議員
２－６　会計監査人

第３章　教学ガバナンス（権限・役割の明確化）・・・・・・・・・・・・　１２
３－１　学長
３－２　教授会

第４章　公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）・・・・・・・・　１３
４－１　学生に対して
４－２　教職員等に対して
４－３　社会に対して
４－４　危機管理及び法令遵守

第５章　透明性の確保（情報公開）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
５－１　情報公開の充実

添付資料
日本私立大学協会　私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
基本原則・原則・実施項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

はじめに

「学校法人明治薬科大学　ガバナンス・コード」〈第２版＞は、日本私立大学協会（以下「私大協」という。）が制定した「私立大学版　ガバナンス・コード＜第１版＞」（平成 31 年３月 28 日）／令和７年４月１日廃止）を規範として、本学の実状に応じて制定した、公共性と自主性を基本とした自律的なガバナンス・コードである。加えて私大協が令和６年 10 月 25 日に制定した、コンプライ・オア・エクスプレイン方式の「私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞」の４つの基本原則（建学の精神等の基本理念に基づき遵守（実施）すべき教学・経営の運営上の基本）及び９つの原則（基本原則を遵守（実施）するために実施すべき原則）並びに 24 の実施項目（「原則」を遵守（実施）するために取り組むことが必要と考えられる項目）との対応関係も示したものでもある。

■私大協のガバナンス・コードの第１版と第２版の関係について

私大協によれば、ガバナンス・コードの改定（コンプライ・オア・エクスプレイン方式の採用）及び運用について、以下の見解が示されている。

『今般、策定した本コードは、先述の第１版制定時の目的・意義を大きく変更するものではなく、第１版で掲げた５つの原則（第１章～第５章）を、４つの「基本原則」及びそれに紐づく「原則」、「実施項目」の３層で構成し、運用面において、第１版の「それぞれの大学が、実情に応じた大学版ガバナンス・コード」を制定・公表するための指針』から、「本協会が策定した加盟大学共通のガバナンス・コードに対して、それぞれの大学が自ら遵守（実施）状況を点検し、その結果を広く社会に公表するための指針」へと改定したものである。』とされています。

■本学のガバナンス・コード＜第２版＞と私大協のガバナンス・コード＜第２版＞との関係性について

私大協の第２版は第１版の目的・意義を大きく変更するものではないとされたことから、本学のガバナンス・コード＜第２版＞は、私大協の第１版を規範とした本学のガバナンス・コード＜第１版＞を基本的に踏襲するとともに令和５年改正私立学校法及びこれに対応した寄附行為の内容に整合させている。本学の５つの原則は、私大協の第２版のガバナンス・コードの基本原則に対して、以下のように対応している。

（１）私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重…建学の精神等
⇒　自主性・自律性の確保（特色ある運営）【原則１】

（２）安定性・継続性…学校法人運営の基本（権限・役割の明確化）
⇒　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）【原則３】

（３）教学ガバナンス…学長の責務、権限・役割の明確化
⇒　教学組織の権限と役割の明確化【実施項目１－１③／原則１】

（４）公共性・信頼性…ステークホルダーとの関係
⇒　自主性・自律性の確保（特色ある運営）【原則１】
公共性・社会性の確保（社会貢献）【原則２】
安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）【原則３】

（５）透明性の確保…情報公開等
⇒　透明性・信頼性の確保（情報公開）【原則４】

１.「ガバナンス・コード」制定の目的・意義

（１）学校法人は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。

（２）学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。更に学校法人のガバナンス改革の一環として令和 5 年の私立学校法の改正に伴う寄附行為の改正（令和７年２月１７日認可）に整合したものとする。

（３）学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。

（４）学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。

（５）私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性とともに自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「ガバナンス・コード」の制定は重要な意義がある。

２.「ガバナンス・コード」制定における指針

「私立大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めること」を目的とし、以下の５つの原則に基づき国民に対して宣言するものとする。

（１） 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重…建学の精神等
（２） 安定性・継続性…学校法人運営の基本（権限・役割の明確化）
（３） 教学ガバナンス…学長の責務、権限・役割の明確化
（４） 公共性・信頼性…ステークホルダーとの関係
（５） 透明性の確保…情報公開等

第１章　　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人明治薬科大学と明治薬科大学は、建学の精神に基づく、私立大学

としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード＜第１版＞」（大学版ガバナンス・コードを制定・公表するための指針）を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。更に同協会の制定した加盟大学共通の「私立大学版ガバナンス・コード＜第2.0版＞」（大学が自ら遵守（実施）状況を点検し、その結果を広く社会に公表するための指針）について、コンプライ・オア・エクスプレイン方式により基本原則・原則・実施項目の遵守（実施）状況を点検して、その結果をホームページに掲載します。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

１－１　建学の精神　【実施項目 1－1①】

（１）建学の精神・理念

〈建学の精神〉

薬学の普及と社会に有用な薬剤師を養成し、医薬分業を実施し、もって国民の保健衛生へ貢献する。

〈大学の理念〉

ソフィア（純粋知）とフロネシス（実践知）を兼備えた人材を育成する。

（２）建学の精神・理念に基づく人材像

医療人として社会に有用な薬剤師、独創性豊かな研究者及び高度な技術を有する技能者として、ソフィア（純粋知）とフロネシス（実践知）を兼備え、現実の諸問題に対して蓄積した知識を柔軟に利用できる判断力と実践的智慧を有する人材

１－２　教育と研究の目的（私立大学の使命）

【実施項目 1－1①】【実施項目１－2①・②】【実施項目 2－2②】

（１）建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

①　大学の教育目的及び研究目的

教育基本法及び学校教育法に基づき、学術を教授・研究し、薬学並びに公衆衛生の向上及び増進に貢献するとともに、人格の陶冶に努め、高度な薬学の知識を身につけた薬剤師並びに教育者、研究者・技能者を育成して文化の創造と進展に寄与することを目的とする。

②　薬学部薬学科並びに生命創薬科学科の教育目的及び研究目的

〈薬学科〉

社会の要請に応える医療の担い手としての質の高い薬剤師を養成することを目的とする。

〈生命創薬科学科〉

生命科学と創薬化学の分野の確かな基礎学力を身につけ、多様な分野で社会貢献できる人材を育成することを目的とする。

③　大学院の教育目的及び研究目的

学術の理論及び応用を教授・研究しその深奥を極め、もって文化の創造発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

〈生命創薬科学専攻博士課程（前期)〉

グローバルな視野に立ち精深な学識を授け、専攻分野における優れた研究能力と高度な研究技能及びその基盤となる豊かな学識を養うことを目的とする。

〈生命創薬科学専攻博士課程（後期)〉

卓越した学識並びに優れたリーダーシップと精巧な技能を備えた力量ある専門研究者、教育者又はその他関連する様々な業務従事者として国際的に広く通用する優れた人材の育成に必要な論理的思考能力と豊かな基礎的学識を養うことを目的とする。

〈薬学専攻博士課程〉〔4 年制〕

特定の臨床領域における高度な知識・技能・態度を持ち、全人的で論理的な問題解決能力を有する専門薬剤師の養成と種々の病態・病因を究理解明する生命科学又は医薬品のレギュラトリーサイエンスや薬剤疫学などに高度な知識と研究能力を持つ研究者及び教育者の養成を目的とする。

（2）中期的（4 年以上 10 年以内）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

①　安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。

②　中期的な計画の進捗状況、財務状況については、企画委員会及び理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。

③　財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。

④　改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保などを計画的に行い、事務職員の役割を一層重視します。

⑤　経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるよう法人全体として取組みます。

⑥　中期的な計画に盛り込む内容

ア　薬学教育・研究環境の整備・充実
イ　財政基盤の確立と経営効率化
ウ　組織・人事・給与制度の整備
エ　社会貢献の充実
オ　環境マネジメントシステムの継続運用
カ　明治薬科大学附属薬局運営における臨床・教育・研究の推進及び地域社会貢献
キ　危機管理体制の整備・充実とコンプライアンスの徹底
ク　創学 120 周年記念事業の剛堂会館新築と運営
ケ　維持員の増強及び維持員制度の充実と活性化の推進
コ　広報活動を通しての本学ブランド力の向上
サ　デジタル新技術活用の推進

（３）私立大学の社会的責任等

① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。

② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。

③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第２章　　安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

２－０　理事選任機関　【実施項目 3-1①】

（１）理事選任機関

全ての理事は、理事選任機関（理事会と維持員理事選任委員会）によって選任（解任）されます。

（２）理事選任機関の構成

理事会は全ての理事で構成し、維持員理事選任委員会は学外有識者で構成します。

（３）評議員会への諮問

理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し評議員会の招集を求め、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならず、評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければなりません。

（４）監事又は評議員会による理事選任機関への報告

監事又は評議員会は、必要な報告又は求めを行うときは、理事選任機関招集者に対し理事選任機関の招集を請求することができます。招集者はその求めに応ずる義務があります。

２－１　理事会　【実施項目３－1②】

（１）理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア　理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア　理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ　理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。
ウ　理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③　理事及び大学運営責任者の職務執行の監督

ア　理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長及び副学長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。
イ　理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④　学長への権限委任

ア　学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。(学校教育法第 92 条第 3 項において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定されており、学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有することになります。)
イ　学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。
ウ　各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤　実効性のある開催

ア　理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。
イ　審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥　役員（理事・監事）は、(ァ)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(ィ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦　役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧　役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう、また、職務執行に際して過度に委縮することを防ぐため、損害賠償責任の減免の制度（規定）を整備します。

⑨　理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

２－２　理事　【実施項目３－１③】

（１）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

①　理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。

②　理事長を補佐する理事として、副理事長を置くとともに、必要に応じて専務理事及び常務理事を置くこととします。

③　理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。

④　理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。

⑤　理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

⑥　理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。

⑦　競業取引又は利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。更に当該取引をした後、遅滞なく当該取引について重要な事実を理事会に報告することとします。

（2）学内理事の役割
①　教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、主に教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切に職務を遂行します。
②　教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての職務を遂行します。

（3）外部理事の役割
①　複数名の外部理事（私立学校法第 31 条第 4 項第 2 号に該当する理事）を選任します。
②　外部理事は、主に学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての職務を遂行します。
③　外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

（4）理事への研修機会の提供と充実
　全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

２－３　監事　【実施項目３－２①・②・③】

（1）監事の責務（役割・職務範囲）について
①　監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
②　監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会や評議員会その他の重要会議に出席することができます。
③　監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
④　監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁及び理事会・評議員会・理事選任機関へ報告します。さらに、理事会・評議員会・理事選任機関の招集を請求できるものとします。
⑤　監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

（2）監事の選任
①　監事は、その独立性、適格性、実務経験等を勘案し、評議員会の決議により選任します。
②　監事は 2 名以上 3 名以内置くこととします。
③　監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

（3）監事監査基準

① 監査機能の強化のため、学校法人明治薬科大学監事監査規程等を作成します。
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
③ 監事は、学校法人明治薬科大学監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

（4）監事業務を支援するための体制整備
① 監事、会計監査人（及び内部監査室の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について監事のサポートを行います。
⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

（5）常勤監事の設置
監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置します。

２－４　評議員会　【実施項目３－３②】

（1）諮問機関としての役割
次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。ただし、特に重要な事項（法定事項）については議決事項とします。なお、評議員会の議事に関して特別の利害関係を有する評議員は、当該議決に加わることができません。

〈諮問事項〉
① 重要な資産の処分又は譲受け
② 多額の借財
③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
④ 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準の策定又は変更
⑤ 収益事業に関する重要事項
⑥ 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更
⑦ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
⑧ 寄附金品の募集に関する事項
⑨ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

〈議決事項〉
① 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに関する寄附行為の変更
② 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
③ 合併

（2）評議員から意見を引き出す議事運営方法（事前質疑事項の受付など）の改善に努めます。
（3）評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴する

ことができます。

（4）評議員会は、理事選任機関による理事の選任にあたりあらかじめ意見を述べます。

２－５　評議員　【実施項目３－３①・③】【実施項目２－２②】

（1）評議員の選任

① 評議員の人数は、理事の人数より多い人数を選任します。

② 評議員となる者は、寄附行為に定める次に掲げる者とします。

ア　この法人の職員のうちから評議員会において選任した者

イ　この法人の事務局長

ウ　保護者代表として明治薬科大学後援会において選任した者

エ　この法人の設置する学校を卒業した者で 25 年以上の維持員（「卒業生維持員」という。）のうちでこの法人の職員以外の者及び卒業生維持員以外の者でこの法人を退職した者のうちから、維持員評議員選任委員会において選任した者（必ず卒業生維持員が含まれること）

オ　功労者のうちから、理事会において選任した者

カ　地域住民・地域社会のうちから理事会において選任した者

キ　ア・オ・カの評議員以外のうちから理事会において選任した者

③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる者を選出します。

④ 評議員の選任は、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮します。

（2）評議員への研修機会の提供と充実

① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

２－６　会計監査人　【実施項目３－２①】

（１）会計監査人の職務等について
① 会計監査人は、計算書類（貸借対照表と収支計算書）及びその附属明細書並びに財産目録その他必要書類を監査します。
② 会計監査人は、会計監査報告を作成して監事及び理事会に提出します。
③ 会計監査人は、職務遂行のため、この法人の業務及び財産の状況を調査することができます。
④ 会計監査人は、理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができます。

（２）会計監査人の選任等
① 会計監査人は、その独立性、適格性、監査体制、監査水準等を勘案したうえ、評議員会の決議によって選任します。
② 会計監査人は、１名を置くこととします。
③ 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案の内容については、監事が決定します。当該議案の内容の決定は監事の過半数の合意によって行わなければなりません。
④ 会計監査人に欠員が生じた場合には、監事は一時会計監査人の職務を行うべき者を選任することとします。

第３章　教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、学校法人明治薬科大学職員の任免に関する規程に基づき、「理事会の議を経て理事長が任免する」とあり、学校法人明治薬科大学職員組織規程において、「学長は、大学を代表し、法人の基本方針に基づいて教育研究の責に任じ、校務をつかさどり、職員を統率監督し、校務に関する最終決定権を有する」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、学校教育法第 92 条第 3 項に基づき、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

３－１　学長　【実施項目１－１③】

（１）学長の責務（役割・職務範囲）
① 学長は、学部学則第１条に掲げる「教育基本法及び学校教育法に基づき、学術を教授・研究し、薬学並びに公衆衛生の向上及び増進に貢献するとともに、人格の陶冶に努め、高度な薬学の知識を身につけた薬剤師並びに教育者、研究者・技能者を育成して文化の創造と進展に寄与する」、及び大学院学則第 1 条に掲げる「本学の目的使命に則り学術の理論及び応用を教授研究しその深奥を極め、もって文化の創造発展と人類の福祉に寄与する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。

③　所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

（２）学長補佐体制（副学長及び学科長の役割）

①　大学に副学長を置くことができるようにしており、学校法人明治薬科大学職員組織規程において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。また、学長に事故あるときは学長事務を代行する」としています。

②　学科長の役割については、学校法人明治薬科大学職員組織規程において「薬学科長、生命創薬科学科長は、学長の指示によりそれぞれの学科の校務について企画及び調整する」としています。

３－２　教授会　【実施項目１－１③】

（１）教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については明治薬科大学教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第４章　　公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

４－１　学生に対して　【実施項目１－１②】【実施項目２－２①】

（１）学生の学びの基礎単位である学部等においても、３つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

①　学部及び大学院の３つの方針（ポリシー）

ア　卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

②　自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③　ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

４－２　教職員等に対して　【実施項目１－１④・⑤】

（１）教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

（２）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

①　ボード・ディベロップメント：BD

ア　寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。

イ　監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

②　ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア　３つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。

イ　教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③　スタッフ・ディベロップメント：SD

ア　全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ　SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ　教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

４－３　社会に対して　【実施項目２－１①・②】

（１）認証評価及び自己点検・評価

①　認証評価

平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

②　自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③　学内外への情報公開

自己点検や改善･改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

（２）社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能するよう努めます。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。

⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

４－４　危機管理及び法令遵守　【実施項目３－４①・②】

（１）危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。

ア 大規模災害

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。

ア 学生･生徒等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取組みます。

（２）法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。

② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第５章　透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

５－１　情報公開の充実　【実施項目４－１①・②】

（１）法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

①　教育・研究に資する情報公表

ア　大学の教育研究上の目的
イ　卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
ウ　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
エ　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
オ　教育研究上の基本組織
カ　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
キ　入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
ク　授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
ケ　学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
コ　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
サ　授業料、入学料等の大学が徴収する費用
シ　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
ス　学生が修得すべき知識及び能力

②　学校法人に関する情報公表

ア　寄附行為の内容
イ　計算書類等（貸借対照表、収支計算書、事業報告書と、これらの附属明細書）
ウ　監査報告
エ　会計監査報告
オ　財産目録等（財産目録、役員と評議員の氏名・住所を記載した名簿、役員と評議員の報酬基準）

（２）自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

①　教育・研究に資する情報公開

ア　海外の協定校及び海外派遣学生者数
イ　大学間連携
ウ　地域連携並びに産学官連携

②　学校法人に関する情報公開

中期的な計画

（３）情報公開の工夫等

①　上記（１）②及び（２）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

②　情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。

③　公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
④　公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

「日本私立大学協会　私立大学ガバナンス・コード」

基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）

加盟大学は、私立大学としての個性・特色ある多様な教育研究活動の質及び経営の健全性の維持・向上を図るため、建学の精神等の基本理念に基づき、教学と経営を一体的かつ自主・自律的に運営すべきである。

原則1－1　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

加盟大学は、建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明確に示し理解を得るとともに、目的達成に向けた教学運営体制を確立し、教育研究活動を推進すべきである。

実施項目１－１①　建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示

建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示する。

実施項目１－１②　「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化

学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努める。

実施項目１－１③　教学組織の権限と役割の明確化

学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を明確にする。

実施項目１－１④　教職協働体制の確保

教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努める。

実施項目１－１⑤　教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進

ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施する。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

加盟大学は、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して実効性のある中期的な計画を示し、進捗管理を行うことによって教育研究の質の向上及び組織運営の強化を図るべきである。

実施項目１－２①　中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定

策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込む。

実施項目１－２②　計画実現のための進捗管理

計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握し、その結果を内外に公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行う。

基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）

加盟大学は、常に時代の変化に対応し、社会に貢献するため、公共性と社会性を重んじ、建学の精神等の基本理念に基づく教育研究・社会貢献活動を実践し、社会に有為な人材を輩出するとともに、社会課題の解決等に努めるべきである。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

加盟大学は、社会からの要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動を実践するとともに、そこから得た教育研究活動の多様な成果を社会に還元し、社会の安定と発展に貢献すべきである。

実施項目２－１①　社会の要請に応える人材の育成

建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供する。

実施項目２－１②　社会貢献・地域連携の推進

環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産官学連携による地域課題の解決に向けた取組みなど、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努める。

原則２－２　多様性への対応

加盟大学は、ダイバーシティ&インクルージョンの理念を踏まえ、多様性が尊重され包摂される共生社会の実現のため、学生、教職員等のすべての構成員の多様な価値観等が受容される環境を整備するなど、多様性への対応を講じるべきである。

実施項目２－２①　多様性を受容する体制の充実

性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努める。

実施項目２－２②　役員等への女性登用の配慮

男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮する。

基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

加盟大学は、持続的な私立大学の価値向上を実現するため、ガバナンスに関する基本的な考え方や対応方針等を明確にすることにより、実効性の高いガバナンス体制を構築し、経営の安定性と継続性を確保すべきである。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

加盟大学は、理事会における学校法人の業務に関する意思決定の機動性及び理事の業務執行に関する監督機能の適正性を確保する観点から、理事会の構成・運営方針等を明確にすべきである。

実施項目３－１①　理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保

理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事長像を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

実施項目３－１②　理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立

理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保する。

実施項目３－１③　理事への情報提供・研修機会の充実

学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

加盟大学は、学校法人の管理運営の適正性を確保するうえで、監事及び会計監査人の独立性を高め、組織の重層的チェック体制を構築し、監査機能を強化するとともに、監事機能を実質化すべきである。

実施項目３－２①　監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保

監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

実施項目３－２②　監事、会計監査人及び内部監査室等の連携

監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行う。

実施項目３－２③　監事への情報提供・研修機会の充実

監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

加盟大学は、諮問機関としての評議員会機能の実質化及び監督機能の強化を図り、学校法人運営の機動性及び安定性を確保する観点から、評議員会の構成・運営方針等を明確にすべきである。

実施項目３－３①　評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保

学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮し、評議員の属性に応じた評議 員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

実施項目３－３②　評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立

評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保する。

実施項目３－３③　評議員への情報提供・研修機会の充実

学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則３－４　危機管理体制の確立

加盟大学は、自然災害・事故・事件等の事象によるあらゆるリスク及び危機を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限にとどめるため、実効性のある危機管理体制を確立すべきである。

実施項目３－４①　危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

事象に応じた危機管理マニュアルを整備するとともに、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画を策定し、学内において広く浸透させる。

実施項目３－４②　法令等遵守のための体制整備

法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又 はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備する。

基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）

加盟大学は、教学運営・経営の透明性を高め、幅広いステークホルダーからの信頼を維持・向上するため、法律上公表が定められていない情報についても、積極的に自らの判断によって努めて最大限公開すべきである。

原則４－1　教育研究・経営に係る情報公開

加盟大学は、自らが行う教育研究活動やそれを支える経営に係る情報について、様々な機会を通じて積極的に公開することによって、広く社会からの理解・信頼を得るべきである。

実施項目４－１①　情報公開推進のための方針の策定策

情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、情報公開を推進する。

実施項目４－１②　ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努める。